

**令和5年度実地指導結果**  
**サービス種別：保育所等訪問支援**

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
医療法人五 月会	須崎市	なちゅら	R5.9.21	<p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、児童発達支援管理責任者のみで初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った際に、初回加算を行っている事例が認められました。</p> <p>初回加算については、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に加算すること。</p> <p>なお、該当事例について精査するとともに、過誤請求など必要な措置を講ずること。</p>	改善済	
社会福祉法人 安芸市社会福 祉協議会	安芸市	児童通所支援セ ンターまなふる	R6.1.31	なし		